行政手続条例適用

不利益処分の処分基準

			I			
処	分名収入超過者又は高額所得者の認定					
根拠例規及び条項			多治見市営住宅管理条例(昭和49年条例第13号)第27条第1項、第2項			
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課				
	関係法令 び条項	等及		.市営住宅管理	年法律第 193 号)第 条例施行規則(昭和	5 29 条 口 49 年規則第 26 号)
処			り意見を の意見の	・述べることが	できる。この場合 、必要があれば当	の定めるところによ において、市長はそ 該認定を更正するも
分						
	基	準				
基						
準						
	設定年月	日	平成9年	4月1日	最終変更年月日	
備		考				